



茨城県報 第 9 4 1 号

平成10年 3 月19日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力医療機関の指定取消し(医療整備課)..... 2
- 救急医療協力医療機関の指定(")..... 2
- 受胎調節実地指導員の指定(保健予防課)..... 2
- 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの所在地の変更(健康増進課)..... 2
- 平成10年度普通職業訓練短期課程に係る訓練生の定員, 訓練期間及び受講対象者(職業能力開発課)..... 3
- 保安林の指定の予定(林業課)..... 4
- 保安林の解除の予定(")..... 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅(漁政課)..... 5
- 換地計画の決定(2件)(農地管理課)..... 5
- 道路の区域の変更(3件)(道路維持課)..... 6
- 都市計画用途区域の変更(都市計画課)..... 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(2件)(都市整備課)..... 8
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(")..... 9
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可(")..... 9
- 都市計画事業の認可(公園街路課)..... 10
- 都市計画事業の変更の認可(")..... 10
- 事業計画の変更の認可(2件)(下水道課)..... 11
- 土地改良区役員の退任(3件)(土地改良事務所)..... 12
- 土地改良法に基づく換地処分(")..... 13

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定..... 13

公 告

- 公共測量の終了(用地課)..... 14
- 都市計画事業の施行者の名称等(2件)(公園街路課)..... 14
- 開発行為の工事完了(8件)(建築指導課)..... 15

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示..... 16

告 示

茨城県告示第270号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

記

名 称	所 在 地	撤 回 理 由
小田医院	鹿島郡波崎町8635	医療法人への組織変更のため

茨城県告示第271号

次の医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力医療機関に指定する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

記

名 称	所 在 地
小田医院	鹿島郡波崎町8635
医療法人圭友会 山手病院	日立市千石町 2-13-3

茨城県告示第272号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成10年 3 月10日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	住 所
前 嶋 由起子	茨城県日立市鹿島町 2 丁目 3 番10号

茨城県告示第273号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ9の規定により、次のとおり変更届があったので、老人保健法第46条の17の9第2号及び健康保険法第44条ノ12第2号の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

変更年月日	指定老人訪問看護事業者 及び指定訪問看護事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	旧新 の別	老人訪問看護ステーション 及び訪問看護ステーションの 名称及び所在地
平成10年 2月 5日	医療法人 慶友会 北相馬郡守谷町立沢980-1	旧	訪問看護ステーションたんぼぼ 北相馬郡守谷町立沢980-1
		新	訪問看護ステーションたんぼぼ 北相馬郡守谷町立沢978-1

茨城県告示第274号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10条）第2条の規定に基づき、平成10年度の産業技術専門学院における短期課程の普通職業訓練（在職者訓練）の定員、訓練期間及び受講対象者を、次のとおり定める。

平成10年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定員及び訓練期間

各産業技術専門学院名	コース名	定員	訓練期間
茨城県立水戸産業技術専門学院	管理監督者	20人	5日
	技能向上	430人	2～7日
	二級技能士	30人	16日
	ME機器等能力開発	120人	5～8日
	小計	600人	-
茨城県立日立産業技術専門学院	管理監督者	20人	5日
	技能向上	520人	2～7日
	ME機器等能力開発	110人	5日
	小計	650人	-
茨城県立鹿島産業技術専門学院	管理監督者	10人	5日
	技能向上	190人	2～4日
	ME機器等能力開発	100人	5日
	小計	300人	-
茨城県立土浦産業技術専門学院	管理監督者	20人	5日
	技能向上	440人	2～8日
	ME機器等能力開発	100人	5日
	小計	560人	-
茨城県立下館産業技術専門学院	管理監督者	10人	5日
	技能向上	230人	2～3日
	ME機器等能力開発	80人	4日
	小計	320人	-
茨城県立水海道産業技術専門学院	管理監督者	20人	5日
	技能向上	280人	2～3日
	ME機器等能力開発	50人	5日
	小計	350人	-

各産業技術専門学院名	コース名	定員	訓練期間
茨城県立三和産業技術専門学院	管理監督者	20人	5日
	技能向上	470人	2～4日
	M E 機器等能力開発	130人	5日
	小計	620人	—
合計	管理監督者	120人	—
	技能向上	2,560人	—
	二級技能士	30人	—
	M E 機器等能力開発	690人	—
	小計	3,400人	—

2 受講対象者

在職者で、その職業に必要な技能を追加して習得することを希望する者。

ただし、二級技能士コースについては、実施する訓練科に関し、二級技能検定の受験資格に定める実務の経験を有する者。

茨城県告示第275号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町頃藤字奥丸1022番3, 1022番5, 1038番, 1038番1, 1040番, 1041番から1043番まで, 1045番, 1045番1, 1045番2, 1046番6, 1217番4, 1222番, 1230番, 1237番1, 1238番, 1239番, 1240番1から1240番3まで, 1241番, 1241番1, 1241番3, 1242番3, 1243番1から1243番4まで, 1244番, 1245番1から1245番4まで, 1246番, 1246番1, 1246番3, 1246番4, 1248番1, 1248番2, 1249番, 1250番1から1250番3まで, 1250番5, 1250番6, 1253番1, 1255番, 字赤井沢1035番, 1035番1から1035番3まで, 1036番, 大字頃藤字奥丸1241番4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに直裁の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 (1) 解除を予定している保安林の所在場所
高萩市大字横川字川棚桃1403番 3, 字小山1404番 3, 1405番 3, 1405番 4, 1412番, 1420番 2 から1420番 5
まで
- (2) 指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
林道用地とするため
- 2 (1) 解除を予定している保安林の所在場所
高萩市大字横川字小山1424番 2 から1424番 4 まで, 1426番 2 から1426番 5 まで, 1428番 2 から1428番 5 まで,
1429番 2 から1429番 4 まで
- (2) 指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
林道用地とするため

茨城県告示第277号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

平成 6 年 3 月10日付, 茨城県告示第327号

茨城県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営ほ場整備事業恋瀬川上流地区（第 2 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間
平成10年 3 月20日から
平成10年 4 月16日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
八郷町役場

茨城県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業里屋地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間
平成10年 3 月20日
平成10年 4 月16日
- 3 縦 覧 の 場 所
御前山役場

茨城県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道 つくば 益子線	真壁郡真壁町大字酒寄1145番2 + 1292番1地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字遠西 2015番3地先まで 真壁郡真壁町大字酒寄字金井 1003番1地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字遠西 2017番地先まで	旧	メートル 最大 16.8	メートル 2,628	
			最小 4.0		
			最大 57.0	2,551	
			最小 14.0		
	真壁郡真壁町大字酒寄1145番2 +1292番1地先から 真壁郡真壁町大字酒寄1278番1地先まで 真壁郡真壁町大字酒寄字金井 1003番1地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字遠西 2017番地先まで	新	最大 5.2	120	旧道移管
			最小 4.9		
			最大 57.0	2,551	
			最小 14.0		
県 道 結 城 二宮線	下館市大字下江連字稲荷前 449番2地先から 下館市大字西山田字西山田 398番地先まで 下館市大字下江連字稲荷前 449番2地先から 下館市大字森添島字井沼 1202番8地先まで	旧	最大 8.1	1,353	
			最小 4.0		
			最大 46.0	1,410	
			最小 16.0		
	下館市大字下江連字稲荷前 449番2地先から 下館市大字森添島字井沼 1202番8地先まで	新	最大 46.0	1,410	旧道移管
			最小 16.0		

茨城県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 線 路 名 富岡玉造常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡大宮町大字富岡2058番 1 地先から	旧	最大 10.8	92	
		最小 7.8		
		最大 42.8	112	
		最小 18.3		
那珂郡大宮町大字富岡2069番 1 地先まで	新	最大 42.8	112	旧 道 移 管
		最小 18.3		

茨城県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要	
県 道 高 田 下 館 線	真壁郡協和町大字小栗 字向加草648番 1 から	旧	最大 18.2	4,860		
			最小 5.5			
	下館市大字川澄字本田1734番まで	新	最大 18.2	4,860		
			最小 5.5			
			最大 60.0	4,600		
			最小 16.0			
	下館市大字川澄字堂ノ前291番 1 まで	新	最大 22.0	100		現 道 拡 幅
			最小 17.0			

茨城県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画

の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第284号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、つくば市台町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 つくば市台町土地区画整理組合

事務所の所在地 つくば市谷田部6384番地

施 行 地 区 つくば市大字谷田部字薬師下、字台成井、字上ノ出口、字台町、字富士塚、字上ノ原、字中塚、字善正及び字下出口の各一部

つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部

施 行 期 間 自 平成元年 5 月18日

至 平成13年 3 月31日

設立認可の年月日 平成元年 5 月18日

2 変更認可の年月日 平成10年 3 月19日

茨城県告示第285号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき浜田・上萱場土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 浜田・上萱場土地区画整理組合

事務所の所在地 藤代町大字浜田168-1番

施 行 地 区 北相馬郡藤代町大字浜田字南上田・字上余郷・字下川辺・字出口・字南将監谷原・字小山前・字薬師堂・字下余郷・字屋敷脇の各一部

北相馬郡藤代町大字上萱場字大日脇・字大日南・字大日前の全部

字西浦・字堤付・字代官淵・字西・字宅地南・字食沼・字長八南の各一部

施 行 期 間 自 平成元年 3 月30日

至 平成11年 3 月31日

設立認可の年月日 平成元年 3 月30日

2 変更認可の年月日 平成10年 3 月19日

茨城県告示第286号

水戸・勝田都市計画事業常陸那珂土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

平成10年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

記

- 1 施行者の名称 茨城県
- 2 事業施行期間 平成元年10月12日から平成14年 3月31日まで
- 3 施行地区 ひたちなか市阿字ヶ浦町字千駄切の一部，部田野字雑ヶ砂，字山崎及び字水呑の各一部，馬渡字大沼の一部並びに長砂字渚の一部
(ひたちなか市新光町の一部 H9. 2. 15換地処分の公告翌日)
- 4 土地区画整理事業の名称
水戸・勝田都市計画事業常陸那珂土地区画整理事業
- 5 事業所の所在地 水戸市三の丸1 - 5 - 38
茨城県土木部都市局都市整備課
- 6 事業計画決定の年月日
平成元年10月12日
- 7 変更の年月日 第1回変更 平成2年 3月26日
第2回変更 平成4年12月21日
第3回変更 平成7年 3月16日
第4回変更 平成8年12月24日
第5回変更 平成10年 3月19日

茨城県告示第287号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により土浦駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成10年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 土浦駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 昭和63年 9月 8日～平成11年 3月31日
- 3 施行地区及び工区 第1工区 土浦市大和町及び有明町の各一部
第2工区 土浦市大和町の一部
- 4 事務所の所在地 土浦市大和町 9番 1号
- 5 設立認可の年月日 昭和63年 9月 2日
- 6 事業施行期間の変更の内容
変更前 昭和63年 9月 8日～平成10年 3月31日
変更後 昭和63年 9月 8日～平成11年 3月31日
- 7 施行地区及び工区の変更の内容
変更前 第1工区 土浦市大和町，桜町1丁目及び有明町の各一部

第 2 工区 土浦市大和町及び桜町 1 丁目の各一部

変更後 第 1 工区 土浦市大和町及び有明町の各一部

第 2 工区 土浦市大和町の一部

8 事務所の所在地の変更の内容

変更前 土浦市桜町 1 丁目 6 番15号

変更後 土浦市大和町 9 番 1 号

9 変更認可の年月日 平成10年 3月19日

~~~~~

茨城県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成10年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施 行 者 の 名 称

龍ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

龍ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・4・2号 下地内八代線

3 事業 施 行 期 間

平成10年 3月19日から（県報告示の日）

平成14年 3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

茨城県龍ヶ崎市大徳町字上大徳，字上土井耕地及び字一区並びに上大徳新町地内

~~~~~

茨城県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成10年 3月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施 行 者 の 名 称

笠間市

2 都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画公園事業

5・5・001 笠間市総合公園

3 事業 施 行 期 間

昭和59年12月20日から

平成15年 3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

昭和59年12月20日茨城県告示第1574号及び平成 3 年 1 月17日茨城県告示第56号の事業地のうち、大字箱田字北ノ入地内において事業地を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~  
茨城県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業 水戸市第 3 号公共下水道

3 事業施行期間 平成 4 年 1 月20日から

平成14年 3 月31日まで

## 4 事 業 地

## (1) 収用の部分

平成 4 年 1 月20日茨城県告示第82号のとおり。

## (2) 使用の部分

平成 4 年 1 月20日茨城県告示第82号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

水戸市東前町字野口前及び字天神前の各全部の区域並びに東前町字下根、字坊下、字原、字道漢坂及び字上ノ下の各一部。

~~~~~  
茨城県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 総和町

2 都市計画事業の種類及び名称

古河・総和都市計画下水道事業 総和町公共下水道

3 事業施行期間 昭和51年 3 月 9 日から

平成17年 3 月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

昭和51年茨城県告示第278号、昭和58年茨城県告示第495号、昭和62年茨城県告示第627号及び平成 3 年茨城県告示第755号の事業地に、次に掲げる区域を加えた区域

総和町大字下辺見字思案橋の一部

昭和51年茨城県告示第278号，昭和58年茨城県告示第495号，昭和62年茨城県告示第627号及び平成 3 年茨城県告示第755号の事業地に，次に掲げる区域を削除した区域

総和町大字水海字三島前の一部

(2) 使用の部分

昭和51年茨城県告示第278号，昭和58年茨城県告示第495号，昭和62年茨城県告示第627号及び平成 3 年茨城県告示第755号の事業地に，次に掲げる区域を加えた区域

総和町大字関戸字稲荷前，字善入前及び字西坪並びに大字大堤字新田耕地，字道下，字牛谷道東，字牛谷道西，字松並東，字松並西，字水道南及び字横山並びに大字久能字一番割，字二番割，字三角畑，字三角畑南及び字原前並びに大字釈迦字天王越及び字雷電並びに大字上辺見字内手下並びに大字下辺見字大山，字代官山，字新明山，字庫町及び字六軒の各全部の区域並びに大字小堤字鷲山並びに大字東牛谷字新堀前並びに大字関戸字関表及び字南坪並びに大字下大野字高谷並びに大字大堤字新明西，字新明，字八幡前，字新田裏，字鮭延寺下，字山ノ神下，字横山下，字馬捨場下及び字茶谷下並びに大字北利根並びに大字久能字三番割，字四番割，字北坪，字雷電東，字雷電前，字三ツ矢，字釈迦山境及び字向原並びに大字釈迦字向新田及び字新久並びに大字水海字白山台，字道城女及び字鹿島並びに大字上辺見字一丁目，字二丁目，字鹿養大道南及び字内手並びに大字下辺見字思案橋，字西本の各一部の区域

茨城県告示第292号

茨城県那珂郡大宮町1467番地の 1 に事務所を置く玉川沿岸土地改良区から，次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届出があったので，同条第17項の規定により公示する。

平成10年 3 月19日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 木 澤 英 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町大字上村田1209番地の 1	理 事	山 田 徳 次	

茨城県告示第293号

土浦市大字上高津字館下464番地に事務所をおく土浦市外十五ヶ町村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成10年 3 月19日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字新牧田112番地 1	監 事	野 澤 義 雄	

茨城県告示第294号

猿島郡五霞町新幸谷461番地に事務所をおく五霞土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公示する。

平成10年 3月19日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 退任役員氏名及び住所等

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡五霞町大字幸主丙231番地の1	理 事	小野寺 光 宏	

茨城県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営畑地帯総合整備事業岩井北部地区（第1換地区）に係る換地処分をした。

平成10年 3月19日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第4号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により、緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成10年 3月19日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 5 1 8	水戸88 に6574	ニッサン9年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
3 5 1 9	土浦88 に6987	” ”	”	”
3 5 2 0	水戸88 せ6324	スズキ 9年式	”	”
3 5 2 1	水戸45 す9046	ミツビシ9年式	”	関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 通 信 部
3 5 2 2	水戸88 せ6331	トヨタ 4年式	公 益 応 急 作 業 用 (水 道)	茨 城 県 公 営 企 業 局 (県 中 央 水 道)
3 5 2 3	水戸88 に6578	トヨタ 9年式	道 路 応 急 作 業 用	日 本 道 路 公 団 (水 戸)

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 5 2 4	水戸88 に6578	トヨタ 9年式	道 路 維 持 作 業 用	日 本 道 路 公 団 (水 戸)

公 告

◎公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 牛久市
 - 2 作業種類 公共測量（土地区画整理 1 / 500現況図作成）
 - 3 作業終了日 平成10年 3 月 2 日
 - 4 作業地域 牛久市牛久駅西口北地区
- ~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成10年 3 月 6 日付建設省告示第407号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・55号 湊磯崎線
 - 2 施行者の名称 茨城県
 - 3 事務所の所在地
水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
 - 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし
- ~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成10年 3 月 6 日付建設省告示第406号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・102号 大洗港杉ノ下線
- 2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地
 水戸市三の丸1丁目5番38号
 茨城県庁

4 事業地の所在
 (1) 収用の部分
 変更なし

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 3 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称
 行方郡牛堀町大字上戸字ハサマ1874番1, 同番2, 1875番1の一部, 同番2, 1876番1, 同番2, 1877番1, 同番2
- 2 事業主の住所及び氏名
 鹿島郡大洋村汲上132番地
 大丸商事 有限会社
 代表取締役 大 崎 しづ江

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 新治郡霞ヶ浦町大字穴倉字古屋敷5874番3, 5878番3, 字長沢5684番9の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
 新治郡霞ヶ浦町穴倉5685番地1
 イバラキ流通サービス株式会社
 代表取締役 田 谷 勝 美

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 龍ヶ崎市南中島町字菅沼163番1, 同番6, 同番10, 176番2, 同番3, 同番6
- 2 事業主の住所及び氏名
 千葉県松戸市大金平5丁目392番3
 株式会社 大平住販
 代表取締役 石 川 元

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 筑波郡伊奈町大字板橋字原新田2844番259
- 2 事業主の住所及び氏名
 筑波郡伊奈町大字谷井田1647番
 結 城 康 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市さくら台三丁目33番 5 から同番 8 まで, 同番20から同番23まで

2 事業主の住所及び氏名
牛久市さくら台三丁目33番 2
島 田 幸 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市青柳町字八反田4195番の一部

2 事業主の住所及び氏名
水戸市青柳町八反田4209
財団法人 茨城県建設技術管理センター
理事長 武 藤 彬

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市高野町字立羽508番地 1, 509番地 1, 510番地 1, 511番地 1, 512番地, 510番地 4

2 事業主の住所及び氏名
下館市大字一本松1755番地 2
関彰商事株式会社
代表取締役 関 正 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字下中山字多良棒1090番地

2 事業主の住所及び氏名
下館市大字下中山474番地
近 藤 武 雄

(警 察 本 部)

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

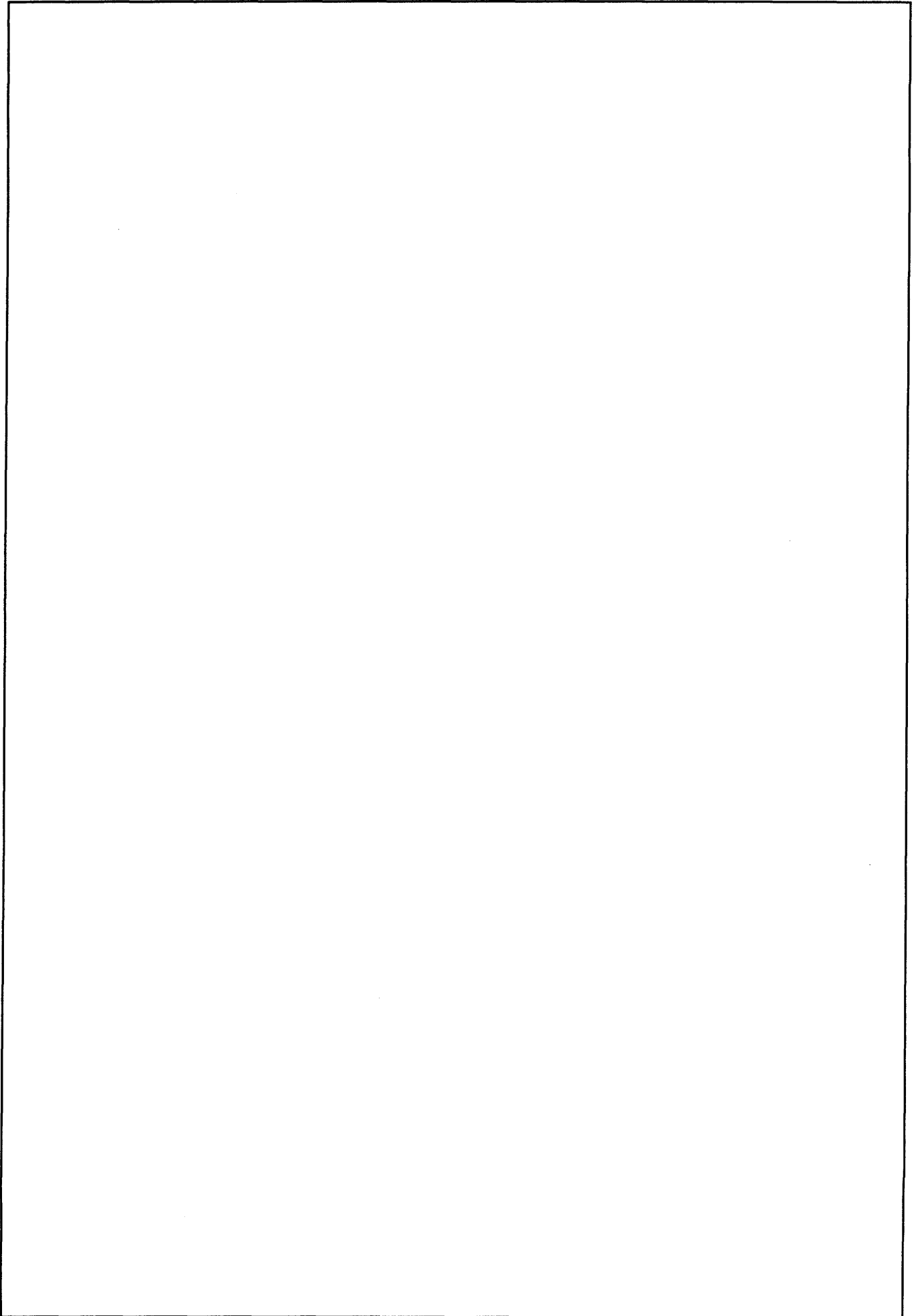
平成10年 3月19日

茨城県警察本部長 千 葉 行 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には, 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項による公示を行った日 ⑧その他必要な事由

①茨城県警察広報センターシステム開発一式 ②警察本部警務部会計課 水戸市三の丸 1 - 5 - 38 ③平成10年 2 月 23 日 ④株式会社日立製作所 東京都千代田区神田駿河台 4 - 6 ⑤17,535,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成10年 1 月12日 ⑧最低価格



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)